

館林市下水道事業ウォーターＰＰＰ業務委託
モニタリング基本計画書
(案)

令和８年７月

館林市都市建設部下水道課

目 次

1. 総論.....	1
1-1. モニタリング基本計画の位置づけと目的	1
1-2. モニタリング実施計画	1
1-3. モニタリングの体制	1
1-4. モニタリングの対象業務	2
1-5. モニタリングに要する費用負担	2
1-6. モニタリング実施計画書の変更	2
1-7. モニタリング結果の公表	2
2. モニタリングの実施方法	3
2-1. モニタリングの基本的な考え方	3
2-2. モニタリング方法	3
2-3. モニタリングの実施手順	4
3. 要求水準等未達時の措置	7
3-1. 措置の対象となる事象の認定基準	7
3-2. 要求水準等未達時における措置	7
4. 業務終了時のモニタリング	10
4-1. 基本的な考え方	10
4-2. 確認方法	10
4-3. モニタリングの実施手順	10

1. 総論

1-1. モニタリング基本計画の位置づけと目的

本モニタリング基本計画書（案）は、館林市下水道事業ウォーターP P P業務委託（以下「本業務」という。）の実施期間中、選定された受託民間事業者（以下「受注者」という。）が、館林市下水道事業ウォーターP P P業務委託契約書（以下「契約書」という。）に定められた業務を確実に遂行していること、及び館林市下水道事業ウォーターP P P業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた基準等に適合していること（以下「要求水準等の履行」という。）を確認するため、本業務において行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

1-2. モニタリング実施計画

モニタリングの実施に当たっては、本モニタリング基本計画書（案）を基に、館林市（以下「発注者」という。）は「モニタリング実施計画書」を、受注者は「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、当該実施計画書に則してモニタリングを実施するものとする。

（1）モニタリング実施計画書

発注者は、本モニタリング基本計画書に定める事項を実現するため、「モニタリング実施計画書」を作成し、これに基づきモニタリングを実施する。同計画書の作成に当たっては、受注者と協議の上、受注者が作成した「セルフモニタリング実施計画書」の内容を踏まえ、以下の事項等について規定するものとする。

- ① モニタリングの実施体制
- ② モニタリングの実施方法
- ③ モニタリングの実施時期
- ④ モニタリングの実施内容
- ⑤ モニタリングに係る報告様式

（2）セルフモニタリング実施計画書

受注者は、本モニタリング基本計画の考え方を踏まえ、「モニタリング実施計画書」に規定される事項はもとより、要求水準の達成状況等を把握するための具体的な方法等を定めた「セルフモニタリング実施計画書」を作成する。

1-3. モニタリングの体制

本業務におけるモニタリングは、受注者が実施する「セルフモニタリング」及び発注者が実施する「モニタリング」により行うものとする。

(1) 受注者によるセルフモニタリング

受注者は、自らが業務全体に対し責任を有することを踏まえ、セルフモニタリングを実施するものとする。なお、財務状況等、妥当性の検証に専門的知見や客観性を要する項目については、受注者の提案により外部機関を活用して実施することもできるものとする。

(2) 発注者によるモニタリング

発注者によるモニタリングは、受注者が実施したセルフモニタリングの結果について、書面又は会議体による報告を受け、発注者がその内容を確認することにより実施することを基本とする。ただし、発注者が必要と判断した場合は、発注者が現地確認を実施することができるものとする。

1-4. モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下の業務内容及び業務終了時の引継ぎ等とする。

- ① 管路施設に関する業務
- ② 処理施設に関する業務
- ③ コンサルタント業務
- ④ 附帯事業及び任意事業に関する業務（※提案があった場合）

1-5. モニタリングに要する費用負担

発注者によるモニタリングに要する費用は発注者が負担し、受注者によるセルフモニタリングに要する費用については受注者が負担するものとする。

1-6. モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、要求水準書若しくは契約書が変更された場合のほか、業務内容の変更等により特に必要と認められた場合に、その内容を変更するものとする。

1-7. モニタリング結果の公表

発注者は、本業務の透明性を確保するためモニタリングの結果について、市のホームページ等において公表する場合がある。この場合において、受注者は当該公表に協力するものとする。

2. モニタリングの実施方法

2-1. モニタリングの基本的な考え方

本業務におけるモニタリングは、業務の目的を達成するため、各業務が要求水準を満たしているか、また、受注者の提案内容が適切に実施されているか等について、業務の遂行状況及び契約の履行状況を確認することを目的として行う。

2-2. モニタリング方法

受注者は、各業務についてセルフモニタリングを実施し、その結果について取りまとめた書類を発注者に提出する。発注者は、提出された書類をもとに各業務の遂行状況をモニタリングし、結果に応じて必要な措置を講ずる。なお、発注者は、書類による確認では不十分であると認められた場合等、現地確認を行うことがある。

(1) 書類による確認

書類による確認については、表 2. 1 に示す書類を基本とし、セルフモニタリング実施計画書において具体化する。

受注者は、業務の遂行状況及び要求水準等の履行状況を自ら確認のうえ、書類を発注者に提出して確認等を受ける。

表 2. 1 モニタリングに係る提出書類

区分	提出書類	時期	行為
計画書	第Ⅰ期 5 か年業務実施計画書	第Ⅰ期履行期間開始前、変更時	承諾
	第Ⅰ期 5 か年修繕計画書	同上	承諾
	第Ⅱ期 5 か年業務実施計画書	第Ⅱ期履行期間開始前、変更時	承諾
	第Ⅱ期 5 か年修繕計画書	同上	承諾
	年間業務実施計画書	毎年度業務開始前、変更時	承諾
	年間修繕計画書	同上	承諾
	緊急時対応計画書	第Ⅰ期履行期間開始前、変更時	承諾
	危機管理マニュアル	第Ⅰ期履行期間開始後速やかに	承諾
	附帯事業に関する計画書	附帯事業開始前、変更時	確認
	任意事業に関する計画書	任意事業開始前、変更時	承認
	セルフモニタリング実施計画書	第Ⅰ期履行期間開始前、変更時	承諾
報告書	年間業務報告書	毎年度業務終了時	確認
	月間業務報告書	毎月業務終了時	確認
	業務日報	同上	確認
	附帯事業及び任意事業に関する報告書	同上	確認
	セルフモニタリング実施報告書	同上	確認
	緊急対応報告書	随時	確認

その他	表 4.1 に示す業務終了時の引継ぎ等に関する提出書類	表 4.1 に示す提出時期	確認
-----	-----------------------------	---------------	----

※上表に掲げる書類の提出時期において、契約書に特段の規定がある場合は、当該規定に従い提出すること。

（２）会議体による確認

発注者及び受注者は、表 2.2 に示す会議体を設置する。発注者は、これらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、財務状況及び課題等を確認し、対応方針について受注者と協議を行う。なお、発注者又は受注者が必要と認める場合は、同表に定める会議体のほか、随時、別途協議の場を設けるものとする。また、受注者は、館林市議会等において発注者がモニタリング等に関する説明を行う場合には、必要な協力を行うものとする。

表 2.2 設置する会議体と概要

会 議 体 名	議 題	頻 度
中間総合評価報告会	・ 重大な契約違反等の確認 ・ 重要な要求水準の達成状況の確認	1 回/5 年
年度業務報告会	・ 業務結果（業務実施結果、要求水準の充足状況、財務状況）の確認 ・ 課題及び対応方針、解決方法等の確認 ・ 次年度業務計画の確認	1 回/年
月例業務報告会	・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認 ・ 課題及び対応方針等の確認	1 回/月

（３）現地における確認

発注者は、書類及び会議体における確認の結果、必要と判断した場合、又は受注者から要請があった場合は、現地確認を行うものとする。また、受注者は、当該現地確認の実施に当たり、発注者に必要な協力を行うものとする。

2-3. モニタリングの実施手順

モニタリングの実施に当たり、受注者がセルフモニタリングで確認すべき事項及びこれに対し発注者が確認する事項の概要は、表 2.3 に示すとおりである。

受注者は、セルフモニタリングの実施に当たり、同表の報告事項欄に記載された書類を作成し、発注者に提出するものとする。

発注者は、書類及び会議体による確認（一部書類のみの確認も含む。）を行った後、必要と認める場合又は受注者から要請があった場合には、現地確認を実施する。

なお、モニタリング実施手順の詳細は、契約の締結後に策定する「モニタリング実施計画書」において定めるものとする。

表 2.3 モニタリングで確認する事項の概要

時 点	報 告 事 項	確 認 内 容
契約締結後～第Ⅰ期履行期間開始前	・ 第Ⅰ期 5 か年業務実施計画書のうち、実施体制に関するもの	・ 提案された業務計画を実施できる体制が整っているかを確認する。
	・ 第Ⅰ期 5 か年業務実施計画 ・ 第Ⅰ期 5 か年修繕計画 ・ 年間業務実施計画（第Ⅰ期履行期間初年度分） ・ 年間修繕計画（第Ⅰ期履行期間初年度分） ・ 緊急時対応計画 ・ 附帯事業及び任意事業に関する計画	・ 主要事項について、契約及び要求水準を満たすことができる計画か確認する。
	・ セルフモニタリング実施計画	・ セルフモニタリング実施計画書の内容がモニタリング基本計画書に沿っているか等を確認する。
第Ⅰ期履行期間中	・ 年間業務実施計画（年度当初） ・ 年間修繕計画書（年度当初）	・ 第Ⅰ期 5 か年業務実施計画及び第Ⅰ期 5 か年修繕計画に基づいた計画となっているかを確認する。
	・ 業務実施結果 ・ セルフモニタリング実施結果 ・ 附帯事業及び任意事業の実施状況	・ 年間業務実施計画及び年間修繕計画に沿って業務が行われているか、契約及び要求水準を満たすことができているか等を確認する。
	・ 緊急対応（随時）	・ 必要な情報が全て記載されているか、適切な対応であったか等を確認する。

第Ⅱ期履行期間開始前	・ 第Ⅱ期 5 か年業務実施計画のうち実施体制に関するもの	・ 提案された業務計画を実施できる体制が整っているかを確認する。
	・ 第Ⅱ期 5 か年事業実施計画 ・ 第Ⅱ期 5 か年修繕計画 ・ 年間業務実施計画（第Ⅱ期履行期間初年度分） ・ 年間修繕計画（第Ⅱ期履行期間初年度分）	・ 主要事項について、契約及び要求水準を満たすことができる計画か確認する。
第Ⅱ期履行期間中	・ 年間業務実施計画（年度当初） ・ 年間修繕計画（年度当初）	・ 第Ⅱ期 5 か年業務実施計画及び第Ⅱ期 5 か年修繕計画に基づいた計画となっているかを確認する。
	・ 業務実施結果 ・ セルフモニタリング実施結果 ・ 附帯事業及び任意事業の実施状況	・ 年間業務実施計画及び年間修繕計画に沿って業務が行われているか、契約及び要求水準を満たすことができているか等を確認する。
	・ 緊急対応（随時）	・ 必要な情報が全て記載されているか、適切な対応であったか等を確認する。
中間総合評価 （第Ⅰ期終了時）	・ 要求水準書に規定する水質項目基準の達成状況及び点検・調査等に係る年度ごとの実施状況	・ 各種報告書への重大な虚偽記載、第三者に損害を与える契約不適合、重大な法令違反、不正又は不誠実な行為及び指名停止等措置の対象となる行為がないか等を確認する。 ・ 水質項目基準の達成状況及び点検・調査等の実施状況について、履行期間を通じた履行状況を確認する。
第Ⅱ期履行期間終了時	・ 業務終了時既存施設等健全性確認報告書、業務引継書その他発注者が必要とする書類等	・ 引継時の施設機能や書類が整理されているか確認する。
その他	・ 発注者が必要とする資料（随時）	

3. 要求水準等未達時の措置

3-1. 措置の対象となる事象の認定基準

発注者は、「2. モニタリングの実施方法」に定めるところに従って実施したモニタリングの結果、受注者が、要求水準書及び契約書で規定する内容を充足していないと判断される事象（以下「要求水準等未達」という。）を確認した場合、表3.1に従い、レベルの認定を行い、受注者に通知するものとする。

表3.1 要求水準等未達の認定レベルと事象

認定レベル	事 象
レベル1	業務管理の工程における軽微な不備 (事象例) ・書類、備品等の整理整頓不足 ・不衛生状態の放置
レベル2	要求水準の未達成がある場合、影響が発注者と受注者又は対象施設内に留まるもの (事象例) ・書類等の欠損 ・合理的理由のない履行遅延の発生 ・苦情の頻発 ・必要な点検（法定点検を除く）の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設内に留まるもの）
レベル3	契約に違反する行為で故意又は過失による発注者への信用失墜行為（3-2（3）②に該当するものを除く。）、不法行為、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの (事象例) ・放流水質の法定水質基準の未達 ・苦情の放置 ・法定点検の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設外に及ぶもの） ・大規模な事故、火災及び労働災害（死亡事故）の発生

3-2. 要求水準等未達時における措置

(1) 措置

発注者は、要求水準等未達が発生した場合又はそのおそれがある場合、措置の対象となるレベルに応じて以下の措置を行うものとする。

① 注意

発注者は、要求水準等未達がレベル1に該当するおそれがある場合、受注者に対し

て、口頭にて、当該状況の是正を行うよう注意を与えるものとする。

受注者は、発注者から注意を受けた場合、速やかに是正措置を講じるものとする。

② 指導

発注者は、要求水準等未達がレベル1に該当すると判断した場合、受注者に対して、文書にて指導を行うものとする。

受注者は、発注者から指導を受けた場合、発注者との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等を定めた改善計画を作成し、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、当該計画に基づき、是正対応を行うものとする。

発注者は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受注者の対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が完了したか確認するものとする。

③ 勧告

発注者は、②の是正が行われていると認められない場合又は要求水準等未達がレベル2に該当すると認定した場合、受注者に対して、文書にて勧告を行うものとする。

受注者は、発注者から勧告を受けた場合、発注者との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等を定めた改善計画を作成し、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、当該計画に基づき、是正対応を行うものとする。

発注者は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受注者の対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が完了したか確認するものとする。

なお、勧告については、発注者が必要と判断した場合、その内容を公表するものとする。

④ 警告

発注者は、③の是正が行われていると認められない場合、受注者に対して、文書で警告を行うものとする。

受注者は、発注者から警告を受けた場合、発注者との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等を定めた改善計画を作成し、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、当該計画に基づき、是正対応を行うものとする。

発注者は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受注者の対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が完了したか確認するものとする。

なお、警告については、発注者が必要と判断した場合、その内容を公表するものとする。

⑤ 命令

発注者は、④の是正が行われていると認められない場合又は要求水準等未達がレベル3に該当すると認定した場合、受注者に対して、文書にて命令を行うものとする。この場合、発注者は、受注者に当該是正対象の行為を即座に中止するように指示することができる。

受注者は、発注者の指示に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書並びに発注者との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等について定めた改善計画を作成し、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、当該計画に基づき

正対応を行うものとする。

また、当該是正が行われていると認められない場合、発注者は、当該計画に定めた是正期限とは別に期限を設け、受注者に対して是正を行うことを文書にて再度命令するものとする。この場合、発注者は当該期限の設定について、受注者の意見を聞くことができる。なお、命令については、発注者が必要と判断した場合、その内容を公表するものとする。

(2) 支払停止

発注者は、勧告、警告及び命令を受けた受注者に対し委託料の支払いを停止することができる。支払停止は当該是正が行われたか確認できるまで継続する。

(3) 契約解除

① 是正未達による解除

命令（是正を行うことを再度命令）にもかかわらず、是正が行われていると認められない場合、発注者は、契約を解除することができる。

② 故意による発注者への信用失墜行為による解除

上記にかかわらず、故意による発注者への信用失墜行為として、発注者の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（例：水質検査結果の虚偽報告）や、本業務の運営に重大な影響を与える法令違反等（例：廃棄物の不法投棄）が認められた場合、発注者は契約を解除することができる。

4. 業務終了時のモニタリング

4-1. 基本的な考え方

受注者は、要求水準書の定めに従い、業務終了時既存施設等健全性確認報告書及び業務引継書を作成し、発注者に提出するものとする。発注者は、提出された当該書類の内容を確認し、必要に応じて会議体による確認や現地確認を実施するものとする。

4-2. 確認方法

(1) 書類による確認

受注者は、本業務終了に際し、表 4. 1 に示す書類を発注者に提出し、その確認を受けるものとする。

表 4. 1 業務終了時のモニタリングに係る書類

提出書類	提出時期
業務終了時既存施設等健全性確認報告書	第Ⅱ期履行期間終了日の 60 日前まで
業務引継書	第Ⅱ期履行期間終了日まで (ただし、暫定版を 180 日前までに提出)
その他発注者が必要とする書類等	第Ⅱ期履行期間終了日まで

(2) 会議体による確認

発注者と受注者は、施設の機能確認、技術指導及び引継等に必要な協議を行うため、適宜会議を開催するものとする。

(3) 現地における確認

発注者は、書類及び会議体における確認の結果、必要と判断した場合、又は受注者から現地確認の要請があった場合は、現地確認を実施するものとする。この場合において、受注者は、当該現地確認に必要な協力を行うものとする。

4-3. モニタリングの実施手順

発注者及び受注者は、書類の記載内容及び会議体における決定事項に基づき、モニタリングを実施するものとする。